

記載要領等

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）

《用語の意義》

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - (3) 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 17 項第 2 号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
 - (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - (3) 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 1 号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 14 項において準用する同令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 14 項又は第 40 条の 8 の 8 第 2 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注 1） 報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限り、以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前 3 期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。

（注 2） 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注 3） 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税

<特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置） 記載要領等>

特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第 70 条の 7 の 6 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。

- (注 4) 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書若しくは同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。
- (注 5) 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書若しくは同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。
- (注 6) この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 及び第 40 条の 8 の 6 の規定には、同令第 40 条の 8 の 8 において準用される場合を含んでいます。